

閱覽用

令和4年1月20日

第1回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第1回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月20日(木) 午前10時01分から午前10時53分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

13番 佐藤孝志委員

農地利用最適化推進委員

32番 渡邊久委員

5 遅参委員

農地利用最適化推進委員

33番 伊藤金志委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 現況確認証明申請について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について

第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第1回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午前10時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、32番渡邊久委員から、欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、33番伊藤金志委員は、遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、14番佐藤美由紀委員、15番遠藤伝栄委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 3、議案第 1 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 4 年 1 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積 1 3 6 平方メートル、非農地の事由・平成 1 5 年に相続しましたが、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積 3 6 3 平方メートル、非農地の事由・平成 2 3 年に相続しましたが、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

議案書 3 ページから 4 ページにかけてご覧願います。

番号 3、農地の所在・[REDACTED]ほか 7 筆、登記地目・畑、現況地目・原野、山林、面積計 4, 6 6 7 平方メートル、非農地の事由・平成 2 3 年の大震災以降、耕作をやめそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 4、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積 1, 2 1 4 平方メートル、非農地の事由・平成 1 5 年に相続しましたが、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 5、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積 2, 0 6 5 平方メートル、非農地の事由・今後耕作する予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号 6、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・山林、面積 2, 5 0 9 平方メートル、非農地の事由・平成 1 0 年頃から耕作せず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 7、農地の所在・[REDACTED]ほか 1 筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計 1 0 5. 5 2 平方メートル、非農地の事由・平成 2 年頃道路用地の残地として分断されて以降、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第1号1番について、調査結果を報告します。

1月4日1時30分から、松本太委員、馬場利正委員、伊藤金志推進委員、事務局から2名と私、6名で現地を確認いたしました。確認の結果、申請のとおり原野が適当と判断しましたので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

16番（馬場利正）委員 16番、馬場です。議案第1号の2について、説明を申し上げます。

1月4日、松本委員、伊藤委員、菊地委員、事務局より局長、野地係長、私とで現地確認をいたしました。内容については、事務局説明どおりです。調査の結果、すでに現地は山林化しており、非農地やむを得ないというふうに判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

36番（大内信一）委員 議案第1号番号3について、調査内容を報告いたします。

昨年12月28日午後3時より、農業委員の佐藤孝志さん、推進委員・遊佐一夫さん、事務局2人、私の5人で現地調査を行い、当該農地は10年以上耕作されておらず、山林化して篠竹も生い茂っており、歩くことも困難な状況です。農地への復元も難しい状況であります。周辺農地も徐々に荒廃化している

ことから、非農地判断基準に合致すると思われまますので、非農地判定やむなしと判断いたしました。よろしくお願ひします。以上です。

9番（佐久間栄吉）委員　　9番、佐久間です。議案第1号4、5番について調査内容を報告したいと思ひます。

1月4日午後3時より、農業委員の安齋喜八委員、推進委員の佐藤薫委員、私、事務局より高根局長、野地係長、5名で調査いたしました。非農地の判定、雪の中、大変ご苦勞様でした。4番について報告します。内容は事務局説明のとおり、山に囲まれた土地なので、非農地判定適当と考えますので、皆さんのご審議よろしくお願ひします。

次に5番については、4番の2、3分の所にある場所を調査しました。内容は事務局説明どおり、一部、梅の木が生育しており、地目変更は認められないという意見になりました。そのまま畑ということで、皆様のご審議よろしくお願ひします。

26番（石川重彦）委員　　議案第1号番号6について、調査の内容を報告いたします。

昨年12月28日ですが、午後2時15分より農業委員・武藤栄利さん、推進委員・菅野正寿さんと私、事務局2名で調査をしてまいりました。現地は、平成10年頃から耕作していないという事でありまして、多分、桑の木だと思ひますが、山林状態になっておりました。事務局の説明のとおり、山林という事で非農地であると思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

6 番 (武藤一夫) 委員 議案第 1 号 7 番について、調査結果を申し上げます。

去る 12 月 28 日午後 1 時 40 分から、事務局 2 名、推進委員・石川重彦さん、推進委員・菅野正寿さん、農業委員の私と 5 名で現地を確認しました。内容は先ほどの事務局の説明のとおりであります。道路で囲まれた残地ということで、耕作するのも大変なぐらいの少しの面積ですので、非農地やむなしということで判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 (奥平貢市) 会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長 (奥平貢市) 会長 それでは、議案第 1 号については、番号 1 から番号 7 のうち、番号 5 を除く 6 件と番号 5 に分けて採決いたします。

議長 (奥平貢市) 会長 まず、議案第 1 号、番号 1 から番号 7 のうち、番号 5 を除く 6 件について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 (奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第 1 号、番号 1 から番号 7 のうち、番号 5 を除く 6 件については原案のとおり判定することに決定いたし

ました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第1号、番号5について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第1号、番号5については、農地と判定し非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から3につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号4から6につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第2号番号1について、調査内容を報告します。

1月16日午後2時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

16番（馬場利正）委員 16番、馬場です。議案第2号2番、3番について、調査内容を報告いたします。

17日、私と伊藤委員、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんとの打合せをいたしました。譲渡人の[REDACTED]さんは、当日、仕事で来られないということでありましたので、電話で19日に再度確認をいたしました。内容に間違いのないことでありました。譲渡人の[REDACTED]さんに伺いましたところ、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは面識がないけれども、[REDACTED]さんとの話し合いの中で話が決まったということでありました。内容を聞きましたところ、[REDACTED]さん、どちらも農業者ということでありましたので、何ら問題なく許可適当と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

36番（大内信一）委員 36番、大内です。議案第2号番号4について、調査内容を報告します。

1月14日、農業委員の佐藤孝志さんとともに、[REDACTED]さんが歩行困難なた

め、自宅に9時にお伺いしました。それで議案書に間違いがないということで書面にて確認いたしました。■■■■さんは仕事で留守だったので、その日に佐藤孝志さんとともに現地を見て確認しました。■■■さんとは、次の日、1時50分に現地確認にお伺いいたしまして、議案書に間違いがないという事を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

27番（菅野正寿）委員　　27番、菅野です。議案第2号番号5、番号6について調査報告いたします。

去る1月16日午後1時30分より、武藤一夫農業委員とともに調査をいたしました。番号5については、譲渡人・■■■■さんは電話にて確認し、譲受人の■■■■さんは現地に来ていただきました。調査の結果、許可適当と判断いたしました。

番号6については、譲渡人の■■■■さんの長男である■■■さんに現地に、譲受人の■■■■さんも現地にて調査をいたしました。調査の結果、許可適当と判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

12番（根本信康）委員　　番号1番、2番、3番の有償移転につきまして、売買単価、分かりましたら教えていただければ。

事務局 議案第2号1番、2番、3番の売買代金についてお答えいたします。

番号1につきましては、10アールあたり [REDACTED]、全体で [REDACTED] の売買金額となります。

番号2につきましては 10アールあたり単価で [REDACTED]、売買金額につきましては、全体で [REDACTED] となっております。

番号3番につきましては、10アールあたり単価で [REDACTED]、売買金額につきましては、全体で [REDACTED] という売買価格となっております。以上となります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第2号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和4年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市街化が進んでいる地区にあり、住宅需要のある申請地に共同住宅を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、一時転用となります。売電収入を農業収入の補助に充てることで持続的な農業経営基盤を確保するため、申請地に営農型発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号3、生活の利便性が高く、入居が見込まれる申請地に共同住宅を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 議案3号番号1について、調査内容を報告いたします。

1月15日午後1時より、現地にて申請人の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局のとおりで、調査結果、第3種農地ということもあり、特に問題もないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番、川口美奈子です。議案3号の2番について調査結果をご報告いたします。

1月15日午前10時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、申請人の[]さん立ち合いのもと、聞き取り調査および現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。なお、太陽光の下は梅を栽培するとの話でした。調査の結果、特に問題もないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第3号番号3について、調査内容を報告いたします。

去る15日午前9時より、申請人・[]氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。現地等にも問題なく、許可相当と判断いたしました。皆さん方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号、番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第3号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号2、自宅の老朽化に伴い建替えを計画していますが、既存宅地は崖地により建替えが出来ないため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し水路へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号3、宅地化が進んでおり、人口の増加が見込まれる申請地区に福祉事業施設の新設を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号4、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第4号番号1について、調査内容を報告します。

1月12日午後3時頃でありますけれども、電話にて譲渡人の成年後見人ということで、■■■■さん、この方は司法書士さんです。■■■■さん、■■■■さんから聞き取りを行いました。また、成年被後見人の■■■■さんは住所ならびに電話番号も分からず、司法書士の■■■■さんに聞いたところ、施設に入居しているとのことで、私から電話があったということだけお伝えくださいということで頼みました。譲受人の■■■■さん、■■■■さんは、仕事の都合で来れないということで、電話で確認を行いました。また、行政書士の■■■■さんからも聞き取りを行いました。13日の午後2時30分頃からですが、推進委員の大石忠雄さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は住宅街の一面地で名ばかりの地目で何の支障もなく生活排水も既存の排水路に流すこととして、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番、川口美奈子です。議案4号の2番について調査結果をご報告いたします。

1月15日午前9時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、借受人の■■■■さん立ち合いのもと、聞き取り調査および現地調査を行いました。貸付人の■■■■さんとは親子関係であり、■■■■さんご本人から、申請内容について詳し

く説明がありましたが、内容も事務局説明のとおり間違いがないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第4号番号3について、調査内容をご報告いたします。

去る15日午前9時30分、譲渡人の■■■■さん、当日は奥さんに聞き取りいたしました。あと■■■■さん。譲受人の株式会社■■■■・営業部部長の■■■■さん、管理部次長の■■■■さんに遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。現地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。なお、譲渡人の■■■■さんは、当日都合が悪く電話での確認という事で、申請内容に間違いがないということで確認しております。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

37番（安齋秀明）委員 37番の安齋です。議案第4号4についての調査内容をご報告します。

1月16日1時30分より、農業委員の野地太郎さんとともに、■■■■さんに聞き取りおよび現地調査を行いました。当日、■■■■さんには、電話にて確認しました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えます。よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（馬場利正）委員 番号の1番について、所有権移転に関して、譲渡人、成年被後見人の■■■■さん、成年後見人の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、この方々はどういう関係なんですか。

事務局 馬場委員にお答えいたします。番号1につきまして譲渡人が3名いますが親族関係で、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの3人が所有者となっております。以上です。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第4号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が

あったので審議を求める。

令和4年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、公共工事である災害復旧工事の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（武藤栄利）委員 10番、武藤です。議案第5号番号1について、調査の結果を報告いたします。

現地にて私と石川推進委員とで■■■■の■■■■さんにお話を伺いました。

ただいま事務局説明どおりであり、許可適当と判断いたしました。なお、顛末書が提出されております。以上です。

6番（武藤一夫）委員 議案第5号2番について、調査結果を報告いたします。

去る1月16日午前11時30分より、貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■の営業部長■■■■さん、それぞれ電話で確認をしました。現地確認は我々がしております。事業計画変更ということで、やむを得ないのかなということで判断してまいりました。なお、この申請については、顛末書が提出されております。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第5号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号4について、XXXXXXXXXX委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第6号、番号4を審議することとしますので、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX委員の退席を求めます。

（XXXX XXXX委員 退席）

議長（奥平貢市）会長　議案第6号、番号4について、事務局の説明を求め
ます。

事務局　議案書14ページをご覧ください。

議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ
いて。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積
計画の決定について意見を求める。

令和4年1月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

今回の告示は、1月31日を予定しております。

番号4につきましては、2筆2,897平方メートルに利用権の再設定のため
に申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号4につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

これより、議案第6号、番号4についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第6号、番号4について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 挙手多数で、議案第6号、番号4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第6号、番号1から番号20のうち、番号4を除く19件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書24ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区11筆18,380平方メートル、安達地区31筆36,891平方メートル、岩代地区5筆7,857平方メートル、東和地区4筆7,538平方メートル、合計51筆70,666平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、安達地区1筆568平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書13ページの番号2番、議案書18ページの番号10、議案書20ページの番号17、18、19の計5件となります。

また、番号18、19については農地中間管理機構である福島県農業振興公

社が利用権設定を受け、同時に借受者に解除条件を付して利用権設定を行うものです。

議案書 22 ページの番号 20 につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 3 および番号 5 から番号 20 の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第 6 号、番号 1 から番号 20 のうち、番号 4 を除く 19 件について採決いたします。

議案第 6 号、番号 1 から番号 20 のうち、番号 4 を除く 19 件について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 6 号、番号 1 から番号 20 のうち、番号 4 を除く 19 件については、原案のとおり承認することに決

定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第1回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午前10時53分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年1月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤美由紀

署 名 委 員 遠藤 伝栄